

環エネ第1241号

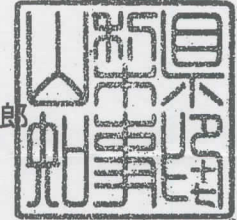
令和3年8月31日

株式会社トーエネック

代表取締役社長

社長執行役員 藤田 祐三 殿

山梨県知事 長崎 幸太郎



山梨県甲斐市菖蒲沢地区の太陽光発電事業について

県では、甲斐市菖蒲沢地区における太陽光発電事業については、県内最大規模であり、災害が発生した場合は、周辺への影響も懸念されることから、施設の建設に当たっては、法令の遵守はもとより、安全対策を確実に行うとともに、稼働後の維持管理についても適切な対応がなされるよう貴社をはじめ各事業者へ指導を行ってきたところであり、昨年3月には、県も関与する中で、貴社と甲斐市との間で環境保全協定が締結されました。

また、本年7月には、「山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例」を制定し、太陽光発電事業の実施に当たっては、自然環境、生活環境及び景観その他の地域環境を保全することや災害の発生を防止するために必要な措置を講じることを事業者の責務としたところであります。

こうした中、貴社が発電事業者として、同地区で工事中の太陽光発電施設については、十分な防災対策が講じられていないまま工事が滞っており、地域住民からは、今後の事業の見通しを不安視する声が県に寄せられております。

については、発電事業者として責任を持って、完全な形で工事を完了させ、併せて稼働後の維持管理についても、万全を期すよう強く申し入れます。